

県 立 学 校 長 様

愛媛県教育委員会教育長

夏季休業中における学校管理の強化及び
生徒指導の充実等について（通知）

このことについては、既に十分な配慮がなされていることと思いますが、さらに別紙事項に留意の上、指導・管理に万全を期するよう格別の配意をお願いします。

なお、夏季休業中は、県をまたぐ人の移動が活発になることで、県外からのウイルスの持込みや持ち帰りによる感染事例が増加することが見込まれることから、引き続き、気を緩めることなく、感染回避行動を徹底するとともに、最新の情報・通知文に基づく適切な対応をお願いします。

【感染警戒期 4 つのポイント】

- ①感染回避の継続徹底（感染防止の基本）
- ②体調異変時は休んで受診（職場・学校への感染拡大阻止）
- ③緊急事態宣言地域等との往来自粛（変異株持ち込み対策）
- ④当面はルールを守った会食実施（飲食店・会食クラスターの阻止）

また、貴校において配布した「夏季休業中の生徒心得」や保護者への依頼文などの文書を、県立高等学校及び県立中等教育学校は高校教育課長宛て、県立特別支援学校は特別支援教育課長宛て、令和 3 年 8 月 6 日（金）までに 1 部提出をお願いします。

1 施設等の管理について

- (1) 施設や設備等の管理には万全を期すこと。特に、教育活動に使用する施設・設備に関しては、保安全管理に関する責任の所在を明確にしておくこと。
- (2) 地震、風水害、津波、火災、盗難等に対する対策を講じること。特に、有事発生時における安全確認や関係機関への連絡・報告等の体制について再確認しておくこと。
- (3) 夜間及び休業日等の施錠を徹底し、盗難や不法侵入（動物含む）の防止に努めること。また、現金等の貴重品は学校に置かないなど、貴重品の管理について徹底すること。
- (4) 児童生徒の安全確保や学校の安全管理については、施設・設備、指導体制、外部関係機関との連携等、あらゆる面から再検討し、万全な対策を講じること。
- (5) 個人情報漏えい等の防止のため、業務に使用するコンピュータ等の管理体制全般について再点検するとともに、セキュリティポリシーの見直し・強化と情報処理に関する教職員への周知徹底を図ること。
- (6) 空調設備の使用時における設定温度については、熱中症対策の観点から28度以下に設定するなど、快適な教室環境を提供し児童生徒の体調面には十分配慮すること。

2 教職員の服務等について

- (1) 非正規採用者を含む全ての教職員が教育公務員としての服務規律を遵守するとともに、教育専門職にふさわしい研究と修養に努めること。職務専念義務免除による研修については、県民の疑惑を招くことがないよう適正な手続きを行うとともに、研修内容の充実を図ること。
- (2) 勤務時間の内外を問わず、教職員の品位を傷つけたり、社会的信用を失墜したりすることのないよう、言動に十分留意するとともに、教職員の懲戒処分の方針が策定された趣旨を踏まえ、決して不祥事を起こさないよう、自らの使命と職責を常に自覚すること。
- (3) 常に公私の別を明らかにし、職務上利害関係のある者との会食、金銭・贈答品の授受、遊戯その他県民の疑惑を招くような行為は、一切行わないこと。
- (4) 交通道德及び交通法規を厳守し、交通事故・違反の絶滅に努めること。特に、飲酒・酒気帯び運転については、自己の規制の甘さが引き起こす重大な犯罪であり、たった一人の行為が県全体に対する県民の信頼を著しく失墜させることを改めて自覚すること。また、飲酒後半日経過していても、体内にアルコールが残存している場合は、飲酒運転となることを全ての教職員に周知徹底し、その根絶に力を尽くすこと。
- (5) 部活動指導、生徒指導等における体罰防止に向けて、各県立学校に配付されている「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省）、「運動部活動運営ガイド改訂版」（愛媛県教育委員会保健体育課HPにも掲載）及び「校内研修資料 体罰の根絶に向けて」（愛媛県総合教育センター）等を活用し、校内研修会等を実施して事例研究を行うこと等により、体罰防止を徹底すること。
- (6) 夏季休暇やリフレッシュ休暇等を有効に活用して、心身のリフレッシュを図り、英気を養うとともに、年次有給休暇について、年10日以上付与されている教職員は年5日以上を取得できるよう計画的な取得に努めること。
- (7) 危機管理を学校経営の中に明確に位置付けた上で、常日頃から「危機発生時の未然防止」「危機発生時の対応」「再発防止」を内容とした危機管理に取り組み、学校全体の危機管理意識を高めること。

3 教職員の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

緊急事態宣言地域等（まん延防止等重点措置地域を含む）との不要不急の出張・往来自粛
・緊急事態宣言地域等へ出張はWeb会議の活用等での代替を検討すること。

なお、当該地域への出張を一律に禁止はしないが、学校長が、「出張の必要性や延期の可否」、「県外訪問中の行動予定の具体的内容」を事前に確認の上、問題ないと認めた場合のみ出張を行うこと。

《やむを得ず緊急事態宣言地域等へ出張を行う場合の注意事項》

- ① 訪問先自治体の感染状況をよく把握し、現地の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- ② 帰県後、2週間は体調管理を徹底
- ③ 学校長は、出張中の行動を確認し、感染リスクの高い行動をした教職員がいた場合は、「テレワークによる在宅勤務」、「集団での打ち合わせには参加しない」などの対応を行うこと。

*医療や冠婚葬祭等で、やむを得ず往来する場合も上記の注意事項を遵守すること。

・その他の地域への出張・往来については、細心の注意を払うこと。

4 事故等の報告について

平素から危機管理体制の強化を図るとともに、シミュレーションを含む研修により、事故等に対する適切な対処の仕方や心構えを身に付けておくこと。

また、教職員・生徒に事故等が発生した場合は、適切な対応を行うとともに、県教委へ速やかに報告をすること。

5 生徒の指導について

〔高等学校及び中等教育学校について〕

(1) 家庭学習などの推進

長期休業中における学習については、自主的学習を促進する観点から生徒一人一人の実態に合った適切な計画を立てさせ、実行できるよう指導・援助に努めること。

(2) 生徒指導の徹底

ア 生徒指導の重要性を一層自覚するとともに、各教師の具体的な役割分担や責任の明確化を図り、全教師が連携・協力して生徒指導に取り組むこと。

イ 休業中の好ましい生活の在り方や積極的な余暇利用について指導を徹底すること。

(ア) 休業中は季節的な解放感とあいまって、生活が乱れがちになり、問題行動の要因となることもあるので、計画に基づいた規律ある生活を送るよう指導すること。

(イ) 夜間の外出、不健全な場所への出入りをしないこと等については、生徒への指導はもとより、保護者に対して、家庭での指導監督を徹底するよう呼びかけ、事故の未然防止に努めること。

(ウ) 県が主催する愛媛ボランティアネット（URL <https://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai>）等、地域におけるボランティア活動の情報を生徒に提供し、積極的参加を奨励するとともに、地域の人々との交流を通して、社会生活を営んでいく上で必要な規範意識や他人を思いやる心の醸成に努めること。

ウ 教育活動全般を通じて、「人の命は、何物にも代えがたいものであること」を強く認識させるとともに、学校生活に充実感を持たせ、たくましく生き抜く力の養成に努めること。

また、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けに急増する傾向にあることから、「こころの教育」マイスター育成事業の研修内容や、文部科学省が作成した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月）」等を活用して

校内研修を行うなど、自殺予防に対する全教職員の理解を深めるとともに、日頃から、生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、生徒の悩みに共感しながら相談に乗れるよう努めること。

- エ 信頼に基づく人間関係なくして教育は成り立たないことを自覚し、生徒の心情に触れる温かみのある指導を行い、問題行動、中途退学等の防止や不登校生徒の立ち直りの援助に努めるとともに、保護者との信頼関係を構築し、生徒の指導に当たること。

また、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする生徒に対しては、特別支援コーディネーター等を中心として、家庭や専門家等との連携を密にし、一人一人の困難な状況を十分に把握するとともに、個に寄り添った指導に努めること。

- オ スマートフォンなどインターネットの利用を前提とした携帯端末の急速な普及に伴い、SNSでの誹謗中傷等による人権侵害や情報発信による個人情報の流出、コミュニティサイト等に起因する性的被害、無料通信アプリ等でのやり取りを原因とするトラブル等が発生していることから、これらの危険性等を十分に周知するとともに、スマートフォン等の安全使用に関する学習会を実施するなど情報モラルや情報リテラシーについての学習を推進すること。

また、保護者に対して、子どものスマートフォン等の使用状況を把握し、家庭でルールを作るなどして子どもを指導することの必要性や、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング機能の設定について啓発すること。

- カ 暴力行為については、件数は減少傾向であるが、被害者が病院で治療を受けるなどの憂慮すべき事案も見られることから、生徒が安心して学べる環境を確保するため、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応に取り組むとともに、生徒に対して、暴力など、社会で許されない行為は、学校においても許されないとする生徒指導の方針を明確に示すこと。

- キ いじめの問題については、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との認識に立ち、生徒にいじめの問題に対する全教職員の毅然とした態度を示し、学校が一丸となって計画的・組織的に対応すること。

また、生徒が心に抱えている、いじめなどの悩みを教職員に相談できるよう、日頃から生徒の人格を尊重した接し方をするよう心掛け、相互理解に基づく深い信頼関係の構築に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基にした生徒指導上の十分な配慮と相談窓口（「SNS相談ほっとえひめ」「いじめ相談ダイヤル24」等）の周知を行うこと。

- ク 全ての県立学校において、自転車通学時等のヘルメット着用が義務付けられているが、「ヘルメット着用は、交通ルールを守り、自らの命を守る心掛けの証であり、交通安全の原点である」との認識の下、交通安全教育を一層充実させ、交通安全意識の高揚、事故防止等に努めること。また、ヘルメットは、あご紐を正しく締めていないと衝撃を受けた際に十分な着用効果が得られないことから、着用はもとより、あご紐を正しく締めることを生徒に粘り強く指導すること。

- ケ 自転車通学生の交通ルール違反、マナーの欠如による事故が多発していることから、交通法規を守らない自転車走行の危険性について厳しく指導するとともに、マナーについては、生徒の内面的な自覚を促し、自主的に守らせるよう粘り強く指導し、交通事故の被害者にも加害者にもさせないよう交通事故防止の徹底を図ること。

※ 自転車損害賠償保険の加入義務化について

自転車損害賠償保険への加入については、令和2年4月から義務化されており、そ

の目的が、加害者の賠償責任の補償だけでなく、被害者の経済的救済を図るためであることを生徒及び保護者に周知した上で指導すること。

コ 公共交通機関を利用する生徒に対しては、感染防止に対する県民の意識が一層高まり、生徒の行動に注目が集まっていることに鑑み、次の項目に留意して、生徒に感染拡大回避行動を徹底するよう指導するとともに、学校を代表する者としての自覚ある行動を促すこと。

- ・ マスク着用など咳エチケットの徹底。
- ・ 会話を控える。
- ・ 乗車前後の消毒液の活用や手洗いの徹底。
- ・ 車内では、身体的距離をできるだけ確保する。
- ・ 混雑緩和のために、荷物等は網棚に置く。もしくは、体の前に抱える。
- ・ 車内では、飲食を控える。
- ・ 一般の乗客の方に配慮した言動を行う。

サ 暴走族や暴走行為の悪質性、危険性についての理解を深めさせるとともに、保護者、地域、警察等関係機関と協力して、暴走行為等の未然防止に努めること。

シ 警察等関係機関と実効性ある連携を図るとともに、PTA補導委員などの協力を得て、校外指導を充実し、深夜はいかい、飲酒・喫煙等の不良行為の防止に努めること。

ス インターネット等を通じて、大麻等の違法薬物が売買されており、全国では、違法薬物使用後に他人を巻き込む交通事故や殺傷事件などが発生していることから、引き続き、薬物の危険性・有害性などについて繰り返し指導を行い、薬物乱用防止に努めること。

セ 長期欠席が続く生徒については、保護者への電話だけでなく、家庭訪問等により直接本人の様子を確認し、必要に応じて関係機関と連携すること。

ソ 生徒が公職選挙法違反等に巻き込まれることがないように、選挙管理委員会との連携を進めるとともに、政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」のQ & A等の内容について、生徒や保護者への周知を徹底するなど、適切な指導を行うこと。

(3) 学校行事、部活動、実習・実技などの指導

ア リーダー研修会、登山、海水浴、キャンプなど様々な行事の実施に当たっては、感染対策を講じた上で、慎重に計画を立て、特に安全に留意して行うこと。

また、現場実習、企業訪問等の実施に当たっては、その趣旨や内容、感染対策、安全性等について生徒及び保護者に丁寧に説明を行うとともに、その意見を十分に聞くこと。

イ 部活動は、学校生活の中でも3密環境がそろいやすい活動であることから、学校長が実施内容を十分に確認するとともに、学校長や顧問等が責任を持って監督・指導することを前提にすること。

ウ 県内校との練習試合や合同練習は、必要な感染対策を講じた上で、注意して実施すること。

エ 県外校との練習試合や合同練習については、競技力強化に必要な県外強豪校との練習試合に限るなど必要性を吟味するとともに、交流先地域の最新の感染状況や感染予防に係る注意事項を確認し、安全に実施できると学校長が判断する場合のみ、十分な感染対策を講じた上で、実施すること。

オ 緊急事態宣言地域等（まん延防止等重点措置地域を含む）との交流は原則として禁止するほか、その他の地域についても、感染拡大の兆しが認められる場合は、速やかに中止又は延期の措置をとること。

カ 県内での高体連及び競技団体主催の県大会等の公式大会については、必要に応じ主催者が観客を制限するなど最大限の感染防止対策を講じた大会であることを確認するとともに、マスクの着用や手指消毒、移動や昼食、更衣室での休憩等、試合以外の場にお

いても感染症対策を徹底した上で参加すること。

キ 緊急事態宣言地域等（まん延防止等重点措置地域を含む）からも参加する全国大会等の公式大会については、県予選を勝ち抜いて、県代表又は四国ブロック代表として出場権を得た大会に限り、参加すること。

ク 県以上の代表として参加する強化合宿や練習試合についても同様に認める。

ケ 用具等については、使用の前後に消毒を徹底するとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

コ 新型コロナウイルス感染症対策のため、活動時間については、平日2時間程度、土日祝日等の学校休業日3時間程度とすること。

サ 部室等の利用については、短時間とし、一斉に利用しないこと。

シ 部活動の実施については、生徒が積極的に参加し活動の目的が十分達成されるよう配慮するとともに、特に運動部活動においては、生徒の健康状態に留意して組織的・具体的な指導計画を立て、熱中症やけがの防止等に努めること。

ス 部活動等に参加する生徒が登下校中に、事故・事件に遭わないよう家庭とも密接に連絡をとって万全を期すること。

なお、生徒のバランスのとれた生活習慣の形成や健康管理のために、休養日や練習時間を適切に設定するなど、無理のない行動計画の作成に努めること。

休養日の設定については、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月愛媛県教育委員会改定）及び「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月愛媛県教育委員会策定）を踏まえ、学校長の定める活動方針に沿って、下記の点にも留意の上、適切に対応すること。

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期に休養期間（オフシーズン）を設ける。

セ 実習・実技等の指導に当たっては、熱中症対策を徹底するとともに、気温や湿度に応じて、指導内容や場所、実施時期を変更するなど、指導計画の柔軟な見直しを図ること。

気温・湿度が高い場所でマスクを着用すると、熱中症の健康被害が発生する可能性が高いことから、屋外やハウス等で人と十分な距離が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外してもよい。

マスクを着用している場合には、強い負荷の作業等は避け、こまめに水分補給を心がけるようにする。また、周囲の人との距離をとれる場所で、適宜、マスクを外して休憩をすることも必要である。

(4) アルバイト就労に関する指導

ア 生徒の健康、学業への影響等に十分留意すること。

イ 労働基準法に基づく適正な労働条件であることを確認すること。

ウ 保護者の監督責任を明確にするとともに、アルバイト先における生徒の状況等を的確に把握して、保護者と連携して適切な指導に当たること。

〔特別支援学校について〕

(1) 家庭学習などの推進

長期休業中の家庭学習については、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態及び発達の段階に応じた目標や計画を立て、自主的に学習できるよう指導・支援に努めるとともに、保護者懇談や教育相談等を通じ、より好ましい生活態度が身に付くよう指導すること。

(2) 生徒指導の徹底

ア 生徒指導の重要性を一層自覚するとともに、各教師の共通理解と具体的な役割分担や

責任の明確化を図り、全教師が連携・協力して生徒指導に取り組むこと。

イ 学級活動やホームルーム活動などを通じ、休業中の好ましい生活の在り方や積極的な余暇活用について指導を徹底すること。

(ア) 休業中は生活が不規則になり、問題行動の要因となることもあるので、保護者に対して、家庭での指導監督を徹底するよう呼びかけること。

(イ) スポーツや読書等に取り組み、健康の保持増進を図ったり趣味を深めたりするなど、積極的な余暇の活用に努めること。

(ウ) 家族の一員であるという自覚や責任感を持って、家庭での役割を果たすよう努めること。

(エ) 幼児児童生徒に地域の情報を提供するとともに関係団体との連携・協力を図り、地域行事等への積極的な参加による豊かな体験活動を推進すること。

(オ) 県が主催する愛媛ボランティアネット（URL <https://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai>）等、地域におけるボランティア活動の情報を児童生徒に提供し、積極的な参加を奨励するとともに、地域の人々との交流を通して、社会生活を営んでいく上で必要な規範意識や他人を思いやる心の醸成に努めること。

ウ 命の大切さについて具体的事例を示しながら繰り返し教え、自他の生命を尊重する態度や生きる力を育む指導を徹底すること。

また、性に関する指導については、障がいの状態や発達の段階等に応じて、正しい知識を身に付け、「生命の尊重」「健全な生活態度」「規律ある習慣」についてよく教えるとともに、学校生活に充実感を持たせ、自尊感情を育むよう指導すること。

エ 日頃から教師間及び保護者等と連携を密にし、児童生徒の生活面の変化等を敏感に受け止めることによって、いじめの早期発見、問題行動等の未然防止に努めること。また、いじめの問題については、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、学校でも、起こりうる」との認識に立ち、児童生徒にいじめの問題に対する全教職員の毅然とした態度を示し、学校が一丸となって計画的・組織的に対応するとともに、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を設けるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基にした生徒指導上の十分な配慮と相談窓口（「SNS相談ほっとえひめ」「いじめ相談ダイヤル24」等）の周知を行うこと。

オ スマートフォンなどインターネットの利用を前提とした携帯端末の急速な普及に伴い、SNSでの誹謗中傷等による人権侵害や情報発信による個人情報の流出、コミュニティサイト等に起因する性的被害、無料通信アプリ等でのやり取りを原因とするトラブル等が発生していることから、これらの危険性等を十分に周知するとともにスマートフォン等の安全使用に関する学習会を実施するなど情報モラルやリテラシー教育についての学習を推進すること。

また、保護者に対して、子どものスマートフォン等の使用状況を把握し、家庭でルールを作るなどして子どもを指導することの必要性や、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング機能の設定について啓発すること。

カ 自転車通学時等のヘルメット着用については、「ヘルメット着用は、交通ルールを守り、自らの命を守る心掛けの証であり、交通安全の原点である」との認識の下、交通安全教育を一層充実させ、交通安全意識の高揚、事故防止等に努めること。また、ヘルメットは、あご紐を正しく締めていないと衝撃を受けた際に十分な着用効果が得られないことから、着用はもとより、あご紐を正しく締めることを生徒に粘り強く指導すること。

なお、交通事故防止並びに交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルール、交通マナーの徹底を図ること。

※ 自転車損害賠償保険の加入義務化について

自転車損害賠償保険への加入については、令和2年4月から義務化されており、その目的が加害者の賠償責任の補償だけでなく、被害者の経済的救済を図るためであることを生徒及び保護者に周知した上で指導すること。

キ 公共交通機関を利用する幼児児童生徒に対しては、感染防止に対する県民の意識が一層高まり、幼児児童生徒の行動に注目が集まっていることに鑑み、次の項目に留意して、幼児児童生徒に感染拡大回避行動を徹底するよう指導するとともに、学校を代表する者としての自覚ある行動を促すこと。

- ・ マスク着用など咳エチケットの徹底。
- ・ 会話を控える。
- ・ 乗車前後の消毒液の活用や手洗いの徹底。
- ・ 車内では、身体的距離をできるだけ確保する。
- ・ 混雑緩和のために、荷物等は網棚に置く。もしくは、体の前に抱える。
- ・ 車内では、飲食を控える。
- ・ 一般の乗客の方に配慮した言動を行う。

ク 警察、地域の県立学校、PTA補導委員などと連携を図り、深夜はいかい、飲酒・喫煙等の不良行為の防止に努めること。

ケ インターネット等を通じて、大麻等の違法薬物が売買されており、全国では、違法薬物使用後に他人を巻き込む交通事故や殺傷事件などが発生していることから、引き続き、薬物の危険性・有害性などについて繰り返し指導を行い、薬物乱用防止に努めること。

コ 家庭訪問や電話等により、幼児児童生徒の家庭での実態の把握に努め、充実した夏季休業となるよう適切な指導・支援を行うこと。

また、次の事項については、教育的な観点に立ち、家庭の協力のもとに徹底を図ること。

- 食事、挨拶、身だしなみ、整理整頓等の基本的な生活習慣の育成
- 海、川、池やプール等における水の事故の防止
- 花火等は保護者と一緒にするなど、火薬類の取扱い等についての安全指導
- 外出先や用件、帰宅時刻等を保護者に告げることなどの習慣化、並びに幼児児童生徒が一人で外出する際の安全確保の指導及び保護者への周知

サ 長期欠席が続く児童生徒については、保護者への電話だけでなく、家庭訪問等により直接本人の様子を確認し、必要に応じて関係機関と連携すること。

シ 生徒が公職選挙法違反等に巻き込まれることがないよう、選挙管理委員会との連携を進めるとともに、政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」のQ&A等の内容について、生徒や保護者への周知を徹底するなど、適切な指導を行うこと。

(3) 学校行事、部活動、実習・実技などの指導

ア 学校が実施する行事は、慎重に計画を立て、安全に留意し、保護者の同意のもとで行うこと。

イ 部活動は、学校生活の中でも3密環境がそろいやすい活動であることから、学校長が実施内容を十分に確認するとともに、学校長や顧問等が責任を持って監督・指導することを前提にすること。

ウ 県内校との練習試合や合同練習は、必要な感染対策を講じた上で、注意して実施すること。

エ 県外校との練習試合や合同練習については、競技力強化に必要な県外強豪校との練習試合に限るなど必要性を吟味するとともに、交流先地域の最新の感染状況や感染予防に係る注意事項を確認し、安全に実施できると学校長が判断する場合のみ、十分な感染対

策を講じた上で、実施すること。

オ 緊急事態宣言地域等（まん延防止等重点措置地域を含む）との交流は原則として禁止するほか、その他の地域についても、感染拡大の兆しが認められる場合は、速やかに中止又は延期の措置をとること。

カ 県内での高体連及び競技団体主催の県大会等の公式大会については、必要に応じ主催者が観客を制限するなど最大限の感染防止対策を講じた大会であることを確認するとともに、マスクの着用や手指消毒、移動や昼食、更衣室での休憩等、試合以外の場においても感染症対策を徹底した上で参加すること。

キ 緊急事態宣言地域等（まん延防止等重点措置地域を含む）からも参加する全国大会等の公式大会については、県予選を勝ち抜いて、県代表又は四国ブロック代表として出場権を得た大会に限り、参加すること。

ク 県以上の代表として参加する強化合宿や練習試合についても同様に認める。

ケ 用具等については、使用の前後に消毒を徹底するとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

コ 新型コロナウイルス感染症対策のため、活動時間については、平日2時間程度、土日祝日等の学校休業日3時間程度とすること。

サ 部室等の利用については、短時間とし、一斉に利用しないこと。

シ 部活動の実施については、生徒が積極的に参加し活動の目的が十分達成されるよう配慮するとともに、特に運動部活動においては、生徒の健康状態に留意して組織的・具体的な指導計画を立て、熱中症やけがの防止等に努めること。

ス 部活動等に参加する生徒が登下校中に、事故・事件に遭わないよう家庭とも密接に連絡をとって万全を期すること。

なお、生徒のバランスのとれた生活習慣の形成や健康管理のために、休養日や練習時間を適切に設定するなど、無理のない行動計画の作成に努めること。

休養日の設定については、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月愛媛県教育委員会改定）及び「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月愛媛県教育委員会策定）を踏まえ、学校長の定める活動方針に沿って、下記の点にも留意の上、適切に対応すること。

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期に休養期間（オフシーズン）を設ける。

セ 実習・実技等の指導に当たっては、熱中症対策を徹底するとともに、気温や湿度に応じて、指導内容や場所、実施時期を変更するなど、指導計画の柔軟な見直しを図ること。

気温・湿度が高い場所でマスクを着用すると、熱中症の健康被害が発生する可能性が高いことから、屋外やハウス等で人と十分な距離が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外してもよい。

マスクを着用している場合には、強い負荷の作業等は避け、こまめに水分補給を心がけるようにする。また、周囲の人との距離をとれる場所で、適宜、マスクを外して休憩をすることも必要である。

(4) アルバイト就労に関する指導

ア 生徒の健康、学業への影響等に十分留意すること。

イ 労働基準法に基づく適正な労働条件であることを確認すること。

ウ 保護者の監督責任を明確にするとともに、アルバイト先における生徒の状況等を的確に把握して、保護者と連携して適切な指導に当たること。